

平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月21日(火)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3号)を定める件(議案第11号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第12号)	10
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第13号)	11
○日程第7、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第14号)	15
○日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第15号)	16
○日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例制定の件(議案第16号)	17
○日程第10、一般質問	19
○議長のあいさつ	28
○管理者のあいさつ	28
○閉会の宣告	29

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第19号

平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成11年11月30日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 宮 崎 雅 好

記

1 期 日 平成11年12月21日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成11年12月21日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	福	田	耕	三	君	4 番	小	室	利	夫	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	吉	岡	茂	樹	君	8 番	松	村	和	子	君	
9 番	綿	貫	乙	太	郎	君	10 番	西	村	武	次	君
11 番	神	田	久	純	君	12 番	石	川		清	君	
13 番	高	沢	良	夫	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成11年12月21日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成11年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件（議案第11号）

日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第12号）

日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号）

日程第7、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第14号）

日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第15号）

日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例制定の件（議案第16号）

日程第10、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	福	田	耕	三	君	4番	小	室	利	夫	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	吉	岡	茂	樹	君	8番	松	村	和	子	君	
9番	綿	貫	乙	太	郎	君	10番	西	村	武	次	君
11番	神	田	久	純	君	12番	石	川		清	君	
13番	高	沢	良	夫	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	宮	崎	雅	好	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	高	澤	敏	彦	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	池	畑	勝	一	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長 兼業務課長	田	中	健	次	君	事務局次長 兼管理課長	山	崎	邦	治	君
総務課長	中	河		渡	君	建設課長	大	山	正	廣	君
水処 センター 所 理一 長	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	杉	田	泰	明		書記	岡	安	文	雄
書記	森	田	進	一		書記	岸		俊	之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（小室利夫君） 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長（小室利夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会のご案内を申し上げましたところ、年末何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のためまことに喜ばしい次第であります。

本日は、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算を定める件ほか5件の議案が提出されておりますが、いずれも重要議案でございます。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長（小室利夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市議会ご苦労さまでございました。また、年末極めてご多忙の中、全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚くお礼を申し上げるものであります。

さて、本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、下水道管渠布設工事を初め各種事業につきましても、おおむね順調に進捗しているところでございます。特に鶴ヶ丘ポンプ場につきましては、過日多数のご来賓のご臨席をいただき、通水の式典が盛大に挙行できましたことは、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。今後とも下水道普及のため一層努力する所存でございますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げる議案は、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件ほか5件でございますが、いずれも本組合運営上重要な議案でございますので、皆様方には慎重ご審議をいただきまして、適切なるご結論をお出しいただきますよう心からお願い申し上げます。ごあいさ

つといたします。

本日はご苦労さまでございます。



◎議事日程の報告

○議長（小室利夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議事日程朗読）



◎会議録署名議員の指名

○議長（小室利夫君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 森田正男 議員

2番 山中基充 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（小室利夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○議長（小室利夫君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成11年8月、9月及び10月分にかかる現金出納検査結果及び平成11年度定期監査の結

果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小室利夫君） 日程第4、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件（議案第11号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議案第11号朗読）

- 議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

- 管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第11号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,307万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を45億5,415万9,000円にしようとするものであります。その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、総務費については人事院勧告に基づく職員の給与等に要する経費及び既定予算額の調整に要する経費を追加計上することといたしました。また、公共下水道の処理区域面積の増加により、水洗便所改造資金貸付基金を増額する必要が生じたため、下水道整備基金からの繰入金を計上いたしました。

次に、事業費については、国における総合経済対策に伴う追加内示に合わせ、既定予算を考慮しつつ、公共下水道築造工事に要する経費並びに石井水処理センターの初沈汚泥掻き寄機増設工事に要する経費を追加計上することといたしました。その財源といたしましては、国、県並びに構成市との協議により、国庫補助金、県補助金、組合債、公団負担金、繰入金、繰越金を充て、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第2表「地方債補正」につきましても、内示に合わせ、その財源である地方債の限度額を変更する必要が生じたため、所要の措置を講ずるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

- 8番（松村和子君） 8番、松村。質疑を行います。

まず最初に、一般管理費で職員の給料ということで、これは後でもまた議案で出ますので、その中身は別といたしまして、先ほど全協でご説明いただきました2000年問題の対応について、予算上はご説明はなかったのですが、もしも問題になったときには、仮設の発電機を設置してそれに当たるということですが、普及するのに果たしてどのぐらいこのライフラインというのは、いろんな形が想定されるわけで

すので、そうした費用というのは、こうした総務費などには見られているのでしょうか。万々が一の費用はとられているのかということで、その点だけを質疑しておきたいと思います。

それから、今回11ページの公共下水道の建設に当たって、公共下水道築造工事を国の公共事業の前倒しということで、石井の汚泥の掻き寄機と下水の築造を行うということなのですが、これは分けますと、どのぐらいの費用をどういうふうに配分していくのかということと、借入れの際に非常に金利が高かったわけですが、枠をふやすということですが、最近の金利の借入れの状況の利率についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） ただいま予算の関係で2000年問題の対応ということでございますけれども、今回の補正につきましての予算の対応はしてございません。万が一の場合におきましては、予備費等で対応したいと、こんな形で考えております。

次に、地方債の借入れ利率でございまして、現行は2.0%、今回の補正、工事の関係につきまます財源の関係だと思っておりますけれども、財源につきましては、公共下水道建設費としての補正額といたしまして1億6,080万円、その財源といたしましては国庫補助金5,875万円、県補助金65万円、公団負担金1,056万1,000円、組合債が4,380万円、繰越金として、一般財源といたしまして4,703万9,000円ということで、見込んでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子君。

○8番（松村和子君） 8番、松村でございます。一般会計では、予算は組まれていないけれども、2000年対応では予備費を充当して十分間に合うというふうに言われたのですが、何が起きるか私もちよっと想定できませんけれども、仮設の発電機というのが時間としては、ちょっとお伺いしたところによると18時間ないし50時間と、二つ処理場があるので、どちらがどうというふうにはわかりませんが、石井が多分50時間で、北坂戸が18時間ということであろうというふうに思うのですが、こうした仮設の発電機を使ってやる中で対応ができる、要するに誤作動が起きてそういう問題が起きても対応できると、この時間内で対応できると、発電機が稼働している時間内で直せるのだという自信があるというふうに思うのですが、そうしたものについてどういうふうに、対策設置本部がつくってあるわけですので、やっぱり何らかの詳しい説明をいただきたいと思いますし、経費はどのぐらいかかるのかということでもお伺いしておきたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

また、公共下水道の建設に当たっても、この緊急の補正で一般の市町でも相当な額の補正を行ったわけですが、今回も一定の補正を行ってやるわけですので、それに伴う経費というのは大体借金で賄わなければならないわけで、この借金というのが国でも膨れ上がり、地方でも膨れ上がって、いわゆる赤字団体に転落してしまいかねないような状況の中で工事をやるわけなのですが、この組合としても今回は借入れが2%ということで、今の預金というのは0.1幾つ、一、二ぐらいですか、定期でも0.15とか0.12とかの定期なのですが、今までの借りている、恐らく多額な利息を払っているものも多くあると思うのですが、そうしたものの借りがえとかというのは検討していなかったのかどうか、その点についてもお尋ねして

おきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） Y2Kの問題でございますが、各センターにつきましては、基本的には内部的にはすべてこの対応はしております。ただ、基本的に今考えられておりますのは、外部要因、例えば電気が来なかったとか、そういうものに対してどうなるかという問題に関しましては、基本的には東京電力等が対応するという考えでございまして、最低2日間は確保しようという形で、もしそういうことがあった場合、2日間確保してみようと、電気が来なかった場合にはまたそれ相応の対策が、これは国全体の対策が必要だと思っておりますので、センターとしましては、基本的には中ではやってあるということでございます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） ただいま借りかえの関係でのご質問がございましたけれども、この借りかえにつきましては、条件がございます。まず、11年度で借りかえをしようとした場合に、平成9年度の資本費単価、こういうものが、当組合といたしましては企業会計ではございませんので、公営企業法非適用会計ということで、この単価が1立米当たり219円、これが現在組合では112円70銭ということでございます。また、使用料単価という制約もございます。これにつきましては、1立米当たり116円、これが組合ですと92円70銭ということになってございまして、この条件に合っていないということで、借りかえの方は無理だというふうに考えております。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。再々質疑を行います。

ただいまの答弁をいただきまして、やはり外部要因がほとんどで、内部ではもう対応済みなのだと、対策本部では対応をきちっとやっているということで、あとは電気の対応だけであるということなのですが、この点でやはり半日とか1日とかの発電機きりなかった場合は、それなりの、それ相当の検討はしてあるというふうに今答弁を聞いたような気がしたのですが、そのそれ相当の中身というのはどんな中身で、どういうふうに現実としては対応がされているのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

また、借り入れの方なのですが、いろんな条件があると思いますが、それは政府債や県の借入債かと思うのですが、縁故債とかさまざま借り入れをしている一般市中銀行のものもあると思うのですが、そういったものではそうした条件はつかないと思うのですが、そういったことは検討されているのかどうかということでお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） それ相応の対応ということではありますが、まずセンターに関しましては、カレンダー機能のあるものにつきましては4けた標示にしたり、そういうふうになっておりますので、そういうもので基本的には、すべてコンピューターの中身につきましては直してあります。ただ、先ほど18時間という形でありまして、これは北坂戸の方が18時間運転ということでもございましたから、当然燃料を補給すれば18時間以上一応もつということで、都市機能が麻痺しない限りは燃料補給で対応できる

ということで考えております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） ただいま縁故債というお話がございましたけれども、下水道事業を行う上で起債そのものの種類は政府債でございます。政府資金が主でございます。今縁故債の部分には借り入れはしていないという状況でございます。

○議長（小室利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第12号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第12号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

既にご高承のとおり、人事院は去る8月11日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与を本年4月1日から平均0.28%、期末手当の年間支給割合を0.3月分引き下げること等の勧告を行ったところであります。これを受けて政府は、引き続き行財政改革を積極的に推進するとともに、総人件費を極力抑制するとの方針のもと、人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立ちつつ、現下の社会経済情勢、国民世論の動向等国、

地方を通ずる諸情勢を総合的に勘案し、人事院勧告どおり改定を行うこととし、給与関係改正法が11月18日に国会において可決、成立いたしました。

今回の人事院勧告における期末手当の支給割合の引き下げを受け、議会の議員、管理者等の期末手当の取り扱いにつきまして、勧告に準じ実施いたしたく本案を提出した次第であります。

改正の内容について申し上げますと、期末、勤勉手当の年間支給割合を4.95月にしようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第13号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

先ほど申し上げました今年の人事院勧告を受け、本組合職員の給与改定の取り扱いにつきましても、本組合を取り巻く厳しい状況等慎重に検討してまいりましたが、職員全体で引き続き経費節減の努力を推進することを前提に、基本的には国に準じて実施することといたしたく、本案を提出した次第であります。

主な改正内容について申し上げますと、給料月額を改めるため給料表を改定するとともに、期末手当の

年間の支給割合を0.3月分引き下げることとし、58歳以上職員の昇給停止措置の導入を図ろうとするものであります。

なお、厳しい財政事情を考慮し、8級（局長相当職）の給料表の改定につきましては、今回凍結することといたしました。

実施時期につきましては、給料表の改定を本年4月1日から、昇給停止の措置を平成12年4月1日から適用するとともに、今年度分の期末手当につきましては、3月支給分を調整し、実施することといたしております。

なお、本条例の施行により、本年4月1日現在における職員の平均給料月額、現行32万2,890円が32万4,114円となり、また諸手当を含めた平均給与月額は38万4,302円となります。また、給与改定率は、平均0.35%、金額にして1,350円の改定となり、期末手当を含めたこれら改定による減額は、総額で約500万円、職員1人当たり約9万2,500円と見込んでおります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） この議案書の一番後ろの方に一般職給与月額新旧対照表が載っています。間差額のちょっと考え方についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

3級を例にとるわけですけれども、3級の場合、改正後14号給、ここが間差額が8,200円というふうな形になって、その前段が8,500円、8,400円とありますけれども、ここからずっと下がってきています。人事の関係にもよると思うのですが、この3級ですとこの号給にとどまって、号給が上がっていくということで逆に間差額が下がっていく、こういうことについて一つの矛盾が生じないのかどうか、こういうことも含めた間差額についての考え方を1点お聞きしておきます。

それから、同じく3級の9号給ですけれども、ここが間差額が1万500円、ぽんと上がっているところがあります。これは、ほかの級にもこういうところがあるわけですが、これはどういうことでこういう状況になっているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） この給料表につきましては、基本的には坂戸市に準じるということと、国の人事院勧告に準じたものでございまして、この間差額のそれぞれの違いでございまして、これにつきましては、その前後の給料との兼ね合いによりましてこのような間差額を設け、給与の平準化といえますか、整合性を持たせているということだというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 給料表は、国家公務員の給料表をそのまま使わせていただくという形で、多少のこの級の問題等はございますが、手直しはしてございません。したがって、国家公務員のそれらと同じ形でございます。ただ、やはり年、年によりまして人事院勧告のそれらの資料を集める段階で、どの号給においては、前年度上がったが今年はその間差をどうするとか、いろいろそういう面において毎年違っ

てまいるわけでありまして、それが一概にどうこうという、今年はこうであっても来年はというようなことではございませんで、そしてそれを見ながら進めていくということではありますが、今後におきまして、年功序列型の形の給与というものが恐らく日本の、企業もそうであり、社会から変わってまいるのではないかと思うわけであり、生活的なもの、あるいは能力ある者、そういうものに対する給与、そういうものが多くなってまいると同時に、高年齢者に対しましてはこれを給料の凍結、あるいはまたこれらについての引き下げまではなかなか事象が、その辺が今後において今変わっていくと言われるような状況下でございます。

したがいまして、これらにつきましては、私どもといたしますと、やはり国の給料表をそのまま使うという形において、人事院勧告に伴いましてその間差というものはそのまま守っていこう、そういう形をとっておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。質疑を行います。

今回情勢が非常に厳しいということで、人勧の方の0.3カットというのは全国的に実施されて、もうやむを得ないということになっているようですが、ここでは58歳以上の昇給停止、それから局長職の今回の改定の見送りということにつきましては、ほかの市町村においてこういう改定を行っているところがあるのかどうかということで、一つお伺いしておきたいというふうに思います。

また、今回組合との交渉も当然やっているというふうに思います。組合との話し合いは、どういった内容で何回行われて妥結に至っているのかということで、そのプロセスのご説明をいただいております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） まず初めに、58歳以上の昇給停止ということにつきましてご答弁申し上げます。58歳以上につきましては、今まで延伸という措置をとられておったわけでございますけれども、これによりまして、生年月日によりまして延伸される人とされない人というのが出てくるということでございまして、これらの不都合を解消すべく、今回延伸の停止措置を講じたものでございます。

次に、8級につきまます関係でございまして、これにつきましては、提案理由の中にもございましたように、財源等を考慮してこちらの方で決めさせていただいたというものでございます。

組合との交渉につきましては、3回実施いたしまして、12月2日にそれぞれ協定をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

組合の方とは交渉を3回されて妥結しているということですが、生年月日で延伸されたりされなかったりというふうなことは、出てくるのを直した方がよかったのではないかと、ここでいわゆる昇給停止ということになり、また8級以上の部長職はそのまま改定なしということを決めたほかに、こういう市町村があるのかどうかということをお伺いしたのですよ、行政区とか組合とか。鶴ヶ島で

は出ていなかったような気がしたのですが、こういう点についてどういうふうに、坂戸市に倣ってというのはわかるのですけれども、どういう、ほかの市町村との整合性ですね、どうなのかということでちょっとお尋ねをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 今回の人事院勧告の問題につきましては、特に埼玉県におきましていろいろこれらの指導等をしているわけございまして、そういう中においてももう既に昇給停止をされているところ、そういうところは、恐らく鶴ヶ島市さんにおいてはもう58歳は出ているのではないかと思います、56歳からというようなことにおいて県の方からもある程度の配慮をしろと、そういうようなことも来ておりますし、またラスパイの問題を初めとしての幾多の、県からの指導等もあるわけであります。

したがって、58歳にしたということは、埼玉県下においては私ども遅い方であるというふうに認識をしているわけございまして、ぜひそれらにつきましては、こちらだけでなくほとんどのところがもうそうしているようございまして、そういう面において私どもはこれらの議案を提案をした、そういうことでございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質疑を行います。

今の答弁でほとんどなるのかと思ったのですが、やはり同じ仕事を続ける場合に、ここの中にもありますが、違った職務、例えば軽い仕事につくという場合もあるわけですね、58ぐらいになると。そういう場合は、要するにアップしないでもいいということですが、ここに掲げて、この条例の中にもありますけれども、全部するというのではなくて、一定程度その職務を遂行しているときにはそうはしないのだというふうに読み取ったのですが、この格差が出るといけないと思ったのです。例えば現場の職員の方、あとこちらではいろんな局長を初めとする部長職の方もいらっしゃるわけですが、そこでの格差が出てはいけないというのをすごく感じたのです。あ、この人はこうだ、上げないけれども、この人は上げるというふうになってはいけないので、ちょっとその辺の点をご説明していただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 格差ということについてどのような考え方を持つかということですが、同じような仕事をしていても年功序列によって、そして年上の人と、それから若い人との差が相当あるわけがあります。そういうことは格差というかどうか、そういうこともあるわけでありまして、また今後においてはそれらが年功序列型でなく、成績主義が民間で取り入れられていくということになると、人事院においてもそのような配慮がなされるでありません。一番私どもが今考えていかなければならないのは、年金支給が65歳になるということ、そういうことになってまいりますと、60歳定年ということも考えなければならぬし、65までの間においてのどのような形をとっていくかということ、そういう面においては、今後においてお互いに考えなければならぬことでございます。

したがって、やはり年齢的に上になった方々においては、それらの給与をどのような形にしていくか、現況においてはそれは昇給停止の形をとって、そしてそのままいってもらおうということですが、60を超えて、年金が65でないとならないという段階においての対応というのをどのようにしていくか、そう

いう段階的なことも考えながら、今回はそのようにさせていただいているわけであり、県下においても、埼玉県においてもそうでありますが、このような形をとっているわけでありますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（小室利夫君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第7、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第14号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第14号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第14号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

平成11年7月22日に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、整合性を図る必要があることから、所要の改正をいたしたく本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。
これより議案第14号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第8、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第15号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第15号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第15号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

人事院勧告に基づき地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の措置をいたしたく本案を提出した次第であります。

改正の内容について申し上げますと、職員の育児休業中の期末手当等の支給につきまして、新たに期末手当等の基準日に在職していなかった職員にも、在職期間に応じ対象にしようとするものであります。

実施時期につきましては、平成12年1月1日から適用したいと考えております。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第9、坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例制定の件（議案第16号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第16号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第16号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合水洗便所改造資金貸付基金設置条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

本条例は、昭和51年に300万円の基金をもって制定され、昭和60年に2,000万円にし、平成5年には4,000万円に増額し、今日まで運用してきたところであります。

その間の面整備に伴い、処理区域とともに水洗便所改造資金貸付基金対象地域の拡大が図られ、貸付金利用者が年々増加しているところでございます。また、貸付基金の目的である未水洗化家屋の早期改造を図るため、水洗化普及促進を強化しているところであり、今後においても貸付基金の利用者が増加するものと予想されます。

以上のようなことから、水洗便所改造資金貸付基金を2,000万円増額し、総額6,000万円にしようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。質疑を行います。

まず最初に、大変な不況の中でお金が大変なので、借り入れ件数がふえるということではありますが、12月現在までで何件で、総額幾らぐらいに達しているのかということが一つと、またこの水洗便所貸付基金の条例をつくってから久しいと思うのです。それから見ますと、ぜひ1件当たりの増額というのを、貸付基金40万円でしたか、その増額を図っていただきたいという声が非常に強いのですが、今回は検討をされたのかどうかということの2点についてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答え申し上げます。

1点目は、12月ではなく11月末現在の資料でお答え申し上げます。11月現在で48件、貸付金額が1,402万

円でございます。今後上広谷、五味ヶ谷関係で相当出てくると思いますので、そちらも考慮して、先ほど補正の方をさせていただいた状況でございます。

あとは、1件当たり、今現在40万という形でお貸ししておるわけでございますが、こちらの方の見直しにつきましては、8年度までが30万ということ、9年度で40万に上げたと、今40万ということで、どうにか排水設備等完成が出てきますと、その範囲内でおさまっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） この議案からちょっとずれるので、余り深追いはしたくないのですけれども、今不況の中で結構40万の範囲内でおさまっているというのですが、おさまらない人も結構いるのですよね。増額の要求が出ていまして、ぜひ1件当たりの増額をしてほしいのだということで、本来は一般質問で出せばよかったのですが、今回はこの議案で出てきましたので、ぜひ来年度あたりもうちょっと増額の検討をしていただきたいというふうに思いますが、この点についてご答弁をお願いします。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長（田中健次君） お答え申し上げます。

増額ということなのですが、現在は排水設備関係が1年で約1,000件完成が出てきおります。その内容等を今後よく検討しまして、どうしても足りないという場合がありますら、今後また組合内部で検討させて、どういう方向にいくか検討させて、市民の皆さんへ迷惑のかからないような方法で持っていきたいと、そんなように考えております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） よろしいですか。

〔「はい」の声〕

○議長（小室利夫君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時03分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○議長（小室利夫君） 日程第10、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議長の許可をいただきましたので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合での一般質問を行わせていただきます。

まず、大きな1番として、全員協議会においてあらあらの説明もございましたし、補正予算の質疑の際にも出てまいりましたが、通告に従い質問いたします。西暦2000年、ミレニアムイヤーを目前に控え、このところマスコミでもコンピューターが2000年を下2けたで判断できず、さまざまな障害が起こるY2K、2000年問題が多く取り上げられております。石油ストーブが売れているとか飲料水をためておいた方がよいなどと話題に上っております。当組合におかれましては、2000年に備えての年末年始の職員体制などの準備は万全でしょうか、お伺いいたします。

続きまして、大きな2番目として、鶴ヶ島市の定例議会でも触れられた議員がいらっしゃいましたが、通告に従い質問させていただきます。最近私の住む近くの飯盛川にもカルガモがおり、子供たちの評判となっております。また、北坂戸の下水処理場の近くの川には大きなコイが見受けられますし、下水道の普及により都市下水路がだんだんきれいになっているのだと感じさせられます。そこで、当組合におかれましても、蛍の養殖などでその事業のアピールに努められているところですが、市民から都市下水路に戻った自然を題材に写真コンクールのような形で写真を募集し、おのおの坂戸市、鶴ヶ島市の広報に載せていただけたらいかがでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、Y2Kに関して、2000年問題につきまして当組合の取り組みと年末年始の体制などについてありますが、ご質問の2000年問題で当組合の取り組みを申し上げますと、平成11年4月より各課におきまして検討してまいりました。庁舎関係におきましては、料金収納等コンピューターを使用して処理しているところがございますが、特に料金関係につきましては、各銀行と2000年を想定し、プログラムのテストを実施した結果、システムのトラブル等につきまして確認されなかったところがございます。水処理センターにつきましては、データログ、COD演算器、水処理CRT及び汚泥処理用CRT監視制御装置等がございますが、プログラム等の修正を平成11年2月から7月にかけて完了しております。また、処理場施設設備等の制御システムの確認のため、組合としての実地訓練を終了いたしております。県下の状況でござ

いますが、埼玉県全体の自治体での下水道施設における実地訓練にも参加しているところでございます。

なお、組合における危機管理計画の策定も完了しており、万全な体制で臨む準備を行っているところであります。仮に水処理センターにおきまして、停電等の外部要因によりまして異常が発生した場合、自家発電により北坂戸水処理センターでは18時間、石井水処理センターにおきましては50時間運転可能な状況にありまして、その準備は整っているところでございます。また、地域し尿処理施設の西坂戸につきましても、仮設の発電機を準備しまして、その対策を講じているところでございます。

また、年末年始の体制でございますが、コンピューター2000年問題対応マニュアルを策定しまして、12月31日に組合庁舎内に仮対策本部を設置し、庁舎関係職員7名待機して、23時から市民の問い合わせの対応、各施設の状況等の把握、他団体の状況等を確認する事としております。また、管理課におきましては、12月31日23時より3名の職員が出勤し、委託職員とともに西坂戸汚水処理場等の施設の点検等を行う予定であり、水処理センターにおきましても31日23時より、北坂戸水処理センターでは職員2名、委託職員4名で、石井の水処理センターにおきましても職員2名、委託職員3名とともに対応することといたしております。

なお、異常等が発生した場合には、直ちにY2K対策本部を設置して警備体制をとりまして、自宅待機の職員に連絡し、対応してまいりたいと考えております。

次に、写真コンクーンルについてお答えします。都市下水路の飯盛川、大谷川の公共下水道の整備に伴いまして水環境も徐々によくなってきており、水鳥や魚の影もここ数年来で各所に見受けられるようになっております。下水道のPR関係につきましても、毎年埼玉県におきまして「全国下水道デー」の実施に伴いまして、下水道に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、人々の生活基盤である下水道の普及活動の促進を目的としまして、ポスター及び標語の作品募集を行っているところであります。

また、社団法人の日本下水道協会におきましても、「下水道デー」の実施に合わせて下水道に対する理解を深め、下水道の健全な発達に役立つよう毎年「下水道いろいろコンクーンル」として、絵画、ポスター、作文、書道及び標語の募集を行っております。当組合といたしましては、これらの募集を、ポスター等の掲示によりお知らせし、応募を募っているところでございます。

今後は、これらにあわせまして広報の利用等PRについて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） ただいまの詳しいご答弁ありがとうございました。

さまざまな対策を講じましても、どのような形で影響が波及するか、専門家でも完全に予測ができづらいつい言われているコンピューターの2000年問題ですが、職員の配置などできる限りの手を打たれていることがわかりまして、一安心させていただきました。

また、2000年問題に関しては、聞くところによりますと、2000年1月1日のその変わる瞬間だけではなく、いつ障害が起こってもおかしくないという専門家の話もございまして、その点の対応にも万全を期していただきますよう要望させていただきます。

また、写真コンクーンル等のPRに関しては了解いたしました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小室利夫君） 次に、8番、松村和子議員。

○ 8 番（松村和子君） 8 番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより 4 問にわたります一般質問を行います。

昨日の政府の2000年度大蔵原案というものを見ましても、この不況の反映に伴いまして大変厳しい内容の予算にはなっています。84兆9,871億円という予算に対して、私も驚くのは国債発行の問題です。32兆6,100億円と2年連続で過去最高を更新したということで、この国債依存度が実に38.4%国家予算に占めるということで、国債残高364兆円台に上るということで、実に当初予算の7倍に近いということを見ましても、今国は借金、借金で大型公共事業を張っているのではないかというふうに思います。

公共事業関係は、99年度に続きまして非常に大型予算ということで、5,000億円の公共事業の予備費も含むということで、下水道にとってはこうした公共事業が大幅にふえるということは一定の、先ほどの補正ではありませんが、前進にはなります。しかし、借入れをして行わなければならないという両市のこの下水道組合の事情もありまして、借入れもふえるということで、こうした大型の公共事業がいかに市町村にも反映するのかなということで、つくづく今日の新聞を見まして、今後の借金の返済、これは深刻な問題に突入してくるなというふうに思いました。

そういう不況の中で大手銀行にだけは大型の予算を今回も投入していくというような形でございますが、この西部地域での一番の影響の大きかった、一つ目の質問に入りますが、小川信用金庫の破綻の対策というのは、非常に重要な問題ではなかろうかということで質問いたします。

西部地域での影響の大きい小川信用金庫が11月12日、不良債権1,094億円負債などで事実上倒産しました。これは、もっとたくさんあるのではないかというふうに見られております。不動産融資における不良債権によるものやバブルの、またプロムナードカントリーのゴルフ場、山口敏夫前衆議院議員のこうしたいいかげんな投資によるものに大型の予算を、予算といいますか、貸し付けをしまして、そうしたものが非常に大きくウエートを占めたために信用金庫も業績が思わしくなくて、ここで事実上倒産ということになりましたが、このバブルの土地の値段を引き上げた、そういうその担い手となってきたという責任は、私は公的責任も大きいと思います。2001年をめどに埼玉県信用金庫に事業譲渡するということになっていきますけれども、こうしたことについては管内の中小企業に与える打撃は非常に大きいと思います。

そしてまた、この暮れに來まして、こうしたことの対応のおくれで倒産寸前というようなことにも巻き込まれている業者というのもたくさんあるのではないかというふうに思いますので、至急対策を講じる必要があるということで、両市とも共産党議員団は質疑を行ってまいりましたが、組合でも業者がたくさん関係しているわけですので、何らかの相談や手を打つ必要があるのではないかということで、以下の五つの細かい質問をいたします。

一つは、組合関係での影響と業者の相談などの状況の現況についてお尋ねします。二つ目には、組合内に小川信用金庫問題相談窓口の設置ができるかどうかということで、ぜひやっていただきたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。三つ目には、預金者保護と同時に、借り手の保護対策の要請をぜひ組合としてもしていただきたいと思います。四つ目には、埼玉県信用金庫を初めすべての金融機関への小川信用金庫利用者の特別の対応策をとっていただきたいというふうに思います。五つ目には、年末であるため、小川信用金庫破綻による経営破綻を防ぐ緊急融資制度の創設をしていただきたいというふうに思います。この点についてご答弁をお願いします。

二つ目の大きな質問に入ります。この問題は、もう何回も繰り返しておりますが、入札の状況と政治倫理条例についてお伺いします。当組合に関係する議員とその家族が請負工事などに入札、その上、落札して工事を請け負うということが決算書によっても明らかですが、政治倫理上の問題があるし、まかり間違えばこの兼職禁止規定に反するという状況です。

こうした中で、最初に一つとして、入札に対して今年度の当組合議員の入札参加状況と落札についてお尋ねします。二つ目には、政治倫理上の問題と思われるので、その見解についてお尋ねします。三つ目の質問に入ります。情報公開制度制定についてということです。この問題では、ただいまいただきました武州新聞で「12月の坂戸定例会、坂戸情報公開を制定して2000年の7月1日から施行する」というふうに報じられております。私どもの鶴ヶ島市では、2年前から情報公開をやっております、各組合でも、広域行政でもぜひ公開をしていくようにという強い要請を受けております。ぜひこの坂戸、鶴ヶ島下水道におきましても情報公開条例を制定していくということは、大変必要なことではないかと思えます。そこで、お伺いいたしますが、情報公開条例の当組合の制定はいつごろになるのでしょうか。また、その内容についてお尋ねしておきたいと思えます。

次の質問に入ります。これももう毎回質問を繰り返してまいりました。石井水処理センター工事に関する、これは官制談合なのです、これ、打ち間違いかと思えます、官制談合について。この問題では、前から申し上げておりますが、住民訴訟が起きておりまして、2億5,501万5,640円の請求の内容で裁判が行われてきました。明電舎に対して20%近くの日本下水道事業団の入札での増額があったということが大きな原因でございますが、日本下水道事業団というのは、もうご存じのとおり全国の準公共団体として、ぜひ下水道の大きな事業や、あるいは監督をするという公的団体であります。

その公的団体がこうした請け負いに対する手かげんを加えるということは一つの問題であるということまで追及してまいりましたが、その一つとして日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況についてお尋ねしておきたいと思えます。二つ目には、組合として私もこれずっと引き続いてやってまいりました。損害賠償を求めるということは、非常に大事だと思えますので、この損害賠償を求めることについてどのようにお考えなのかということでお尋ねしておきます。

以上が私の第1回目の一般質問でございます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○議長（小室利夫君） 再開いたします。

池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、小川信用金庫破綻の対策について、①の組合関係での影響と業者の相談などの状況の関係でございますが、小川信用金庫の事業譲渡にかかる影響につきましては、本組合におきましても歳出面で公共

下水道及び地域し尿処理施設使用料金収納事務にかかる口座振替につきまして、使用者との相談及び振りかえ手続の変更等が考えられ、歳出面では各企業への債権者への支払い事務にかかわる対策などについて現在221社が該当し、電信による会計処理を行っており、これらについて業者等から変更事務手続について相談等の影響があると考えられるところであります。業者からの組合への相談は、現在のところございません。

次に、②の組合内に小川信用金庫問題相談窓口の設置の関係でございますが、小川信用金庫におきましては、県西部地域を中心として事業を行っている金融機関であり、今回におきましても多くの事業者が取引を行っておりますので、ある程度の会計事務手続について影響があると考えられます。小川信用金庫問題相談窓口の設置につきましては、埼玉県としては小川信用金庫を特定した相談窓口を設置しないと聞いております。しかしながら、平成10年度から総合経済対策の一環として緊急中小企業相談窓口を設置し、その利用について市町村あてに通知があったようでございます。構成市である坂戸市及び鶴ヶ島市では、担当課におきまして公的資金の活用等について、関係者と個々の対応により随時行っておりますが、窓口の設置は特段していないようであります。本組合におきましても、特に問題相談窓口の設置は現在のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、③の保護対策の要請、それから④の信用金庫利用者の特別の対応の関係、⑤の緊急融資制度の創設の関係につきましてお答えいたします。現在小川信用金庫に預けられている預金は、預金保険機構により全額保護されており、平成13年1月をめぐりに埼玉県信用金庫に引き継がれることになっております。したがって、今回の事業譲渡による本組合における使用料等の収納並びに債権者に対する支払い等の取り扱いにかかわる直接的な影響はないものと考えております。

小川信用金庫に対しまして、現下の厳しい金融環境の中、また年末資金の需要期でもあることから、市内中小企業者に対する特別な配慮及び企業の経営破綻を防ぐ緊急融資制度については、現在小川信用金庫から信用秩序を維持する観点から、また預金者の方々の動揺回避と、善良かつ健全な会計保護のため、店舗並びに通常の貸出金と預金等についてすべてを引き受ける事業譲渡方式で埼玉県信用金庫が受け入れるとして、現在関係機関と調整を図りながら、両金庫は作業を進めている段階であると聞いております。事業譲渡方式で埼玉県信用金庫が正常以外の貸し出しについてどの程度のラインで引き受けするかは、現在不透明な部分もあるようにも聞いております。

各企業への融資問題につきましては、中小企業に対して政府系金融機関の融資制度並びに埼玉県では中小企業向け制度融資、坂戸市中小企業制度融資等を利用して、中小企業の皆さんに事業に必要な資金を円滑に調達できるよう各制度の周知徹底を広報等をもって行っているところであります。これら保護対策の要請、小川信用金庫の利用者の特別の対応、緊急融資制度につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市を初め関係機関と密接に連携を図りつつ、慎重に推移を見守っていきたいと考えております。

なお、緊急融資制度の創設は、組合としては考えておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

次に、入札状況と政治倫理条例についてお答え申し上げます。初めに、①の入札に対し、今年度の当組合議員の入札参加状況と落札についてでございますが、ご質問の今年度の当組合議員の入札参加状況ということですが、議員としての入札に参加している状況はございません。

次に、②の政治倫理上の問題と思われるので、その見解についてでございますが、政治倫理上の関係につ

きましては、地方公務員法第92条の2におきまして議員の兼業禁止規定が定められており、これは「議員が個人として地方公共団体に請け負いをしてはならない」こと、「地方公共団体に対し、主として請け負いをする法人の役員になることを禁止したもの」とありますが、下水道組合といたしましては、これらに抵触しないという判断でございますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、情報公開条例の制定についてお答えします。情報公開条例の当組合の制定は、いつごろになるのか、またその内容についてであります。情報公開条例につきましては、鶴ヶ島市が平成10年4月から実施し、また坂戸市におきましても、この12月議会におきまして可決され、平成12年4月1日から実施されるところでございます。

当組合につきましては、本年5月に事務事業研究委員会を設け、この中に情報公開専門部会を設置いたしまして、6月に入り先進地視察を行い、他団体の情報公開に向けての準備状況及び事務手続に関する問題点を把握し、組合専門部会におきまして資料で報告が上がっているところでございます。専門部会の報告をもとに、内容及び今後の進め方について協議してまいりましたが、制定に向けましては、情報公開個人情報保護制度検討委員会の設置、懇話会の設置、公文書管理検討委員会の設置等が必要であり、費用面、人員面で一組合で対応することはどうかということと、合意的な観点から他の一部事務組合も含めた対応が必要でもあると考えております。

今日までの調査検討を踏まえまして、今後早急に条例制定に向け取り組んでまいりたいと考えておりますが、当面平成10年度におきましては、文書管理システムの導入を図り、情報公開に向けまして、文書管理をすべく担当職員の配置を検討しているところでありますので、時期につきましては、これらの進捗状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、石井水処理センター工事に関する官制談合について、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況について、組合として損害賠償を求めることについてお答えします。初めに、その後の状況でございますが、平成8年に鶴ヶ島市民の方が日本下水道事業団と電気業者9社を相手取り損害賠償を求め、浦和地方裁判所に提訴したわけでございますが、その件の公判は9月定例会以降、11月15日に行われ、全体では19回の公判が浦和地裁で行われることとなります。組合といたしましても、公判の内容について職員に傍聴させておりますが、いずれも今までと同じく文書のやりとりが主な内容でありまして、はっきりとした内容につきましてはわかっておりません。

また、組合として損害賠償を求めることにつきましては、現在損害賠償について地方自治法第242条の2の住民訴訟によりまして、住民が組合にかかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

小川信用金庫の破綻の対策については、いずれにいたしましても西部地域では大きな各種の影響が出ているわけでございます。共産党といたしましても、今までに3回、埼玉県や県信連、あるいは小川信用金庫川越などとも話し合ってきました。そういう中で手形が割り引けないとか、県や市町村の制度融資が受けられないということで、いまだに非常に問題になっているわけです。先ほど答弁をいただいた中で、相

談窓口というのは、市町村では担当課が個々にやっているということで、この組合ではいろんな事業者がいらっしゃるわけなので、窓口ということではなくても、張り出して、こういう相談を受けていますよというような、課をつくらなくてもいいですから、やっぱり相談をしていますということを表示して、ご相談をどうぞというぐらいのことはあったらどうかと。これは、両市とも同じなのですから、担当がやって個々に相談しているからいいというのではなくて、小川信用金庫のこういう年末における破綻問題についてどう対応していくかというのは、非常に大事だと思うのですよ。ぜひ一定の相談窓口を設けるといえることが一つ。

次に、いわゆる中小企業の方には、借入れの制度があると言っていましたけれども、その借入れが、結局小川信用金庫がメインバンクで、結構小川信用金庫は、何か貸し付けをどんどんやっていたらしいのですよね。では、そこに実績がある人がほかに実績のない銀行を使おうと思っても、今度はその銀行が返事をしなければ、幾ら市町村が対応しても借りられないという事態が数多く出てしまうわけなのです。やっぱりそこを市や組合が中心になって、ぜひ借りられる、その小川信用金庫がメインバンクであっても借りられる、あるいは小川信用金庫が、今は貸すという方向ではないのですけれども、借りられるように、そんならあそこを窓口にして対応できるとか、道を開いていくのが行政の責任でもあるというふうに思いますので、ただ単なる融資制度があるからそこを使ってくださいと言っても、そこを使いたくてもバックの銀行がなければ借りられないということですから、そこをどうするかということで答弁をお願いしたいのと、こういう状況なので、ぜひほかの銀行も親切に、借入れに対しても引き受けてもらえるように、組合として文書なり何なりでお願いしていくというような努力も必要ではなかろうかというふうに思いますので、その点について答弁をお願いします。

特別融資ということについては、ここの組合ではできないと、考えていないということですが、ぜひ両市に対して、もし組合でできないならば、両市に対してのそうした検討をしていただけるよう要請をお願いしたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

次の2番目の問題ですが、ただいま答弁をいただきまして、確かに法に違反しますので、議員みずからが入札者になるということは、まだこれから調査したいと思いますが、あったらこれは大変なことなので、その一番問題は、大宮とかほかの騎西町でも倫理条例をつくりました。また、当麻町議会ということでも政治倫理条例を可決しているわけですが、この中でも「町長など及び議員の配偶者並びに1親等または同居の同居の家族、町長など及び議員が役員をしている企業、町長など及び議員が実質的に経営に携わっている企業」ということで、やはり問題になっているわけです。

それは、私の調査した範囲では、奥さんが社長になって入札していたり、あるいは子供さんがなったりとか、同居の家族が結構入札に参加している状況がありまして、この10年度の行政報告決算でも株式会社神田測量設計さん、あるいは株式会社福田土木さんなど、入札だけではなくて既に4回も5回も落札しているわけですね、何千万の事業を。これは、やはり大きな問題があるということ、ずっともう私は指摘しているわけです。平成11年度はどうだったのかということ、質問したわけで、もう10年度は出ています。出ていますけれども、違反ではない、いいのだということを言っていますが、本来ならば政治倫理条例の判例でも当然これは問題なのだということで、結論がもう出ているのです。そうした判例でも出ている問題が広域行政では正されていかないということは、非常に私は大きな問題だと思うのですよ。

ですから、今答弁した中に、そういう親族を含めて今年度、11年度に入って、どういうふうにかかわってきているのか、入札に参加しているのか、何回入札に参加しているか、何回落札したのか。これは決算待ちではなく、現在の状況で答弁していただきたいと思ひますし、そうしたことは倫理上の問題なので、今後問題ないということではなくて、抵触しているということではなくて、そういう問題があればなるべく精査して、市民的に問題ないようにしていくのがやはり管理する者の、入札する方の責務であるというふうに思ひますので、答弁をお願ひしておきたいと思ひます。

三つ目には、情報公開条例なのですけれども、現在検討中ということで前向きに下水道議会が率先してほかの組合ないし、そうした企業団などを引っ張っていつているということでは評価します。その中で、早期にほかの組合の関係とも相談していただいて、情報公開条例を制定してもらいたいというふうに思ひますので、ぜひ中心になってやっていただけるような組織体制をつくるということではどのように考えておられるのかということと、できればこの中ではちょっとわかりませんが、さかのぼって、今だけではなくてさかのぼって公開できるような、そういう内容にしてもらいたいというふうに思ひますが、この点についてはいかがでしょうか。

また、四つ目の石井水処理センター工事に関する官制談合につきましては、状況としては進んでいないということで、住民訴訟で代理でやっているのだからいいのだというようなご答弁でございますが、いかんせん連日新聞をにぎわしたこの明電舎と下水道事業団との談合問題でございます。当初の答弁では、こうした全国的な団体と一緒にあって要請していくというご答弁をいただいておりますが、今ではどんどん、どんどんそれが時がたつにつれて風化している状態なのですけれども、やはりそうではなくて、住民がやっているから、代理訴訟しているからいいのだというのではなくて、こういう訴訟事件を援護する意味からも、この組合のお金の使い道ということですので、ぜひ組合でも真剣に要請、要望、取り組みをしていただきたいと思ひますので、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

小川信用金庫の関係でございますが、一定の相談窓口等を設けたらどうかというふうなことでございます。私どもの方におきましては、公共下水道の利用者の使用料あるいは公共下水道等の工事にかかります工事代金の支払いの方の関係、こういったものにつきましては、信用金庫の方の関係でそういった相談がありますれば、相談については応じていくというふうに考えておりますが、特にそれ以外の内容では当然企業とかあるいは個人の秘密等もございますので、特別な相談窓口については設けるという考え方はございません。

それから、借入れの窓口等そういうことでございますが、私どもは公共下水道あるいは都市下水路等一部の事務組合ということで、こういった部分については事務的にもできないわけでございますので、窓口につきましては設ける考え方は、特段持っていないところでございます。構成両市の方につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、融資の制度を関係課の方で担当しておりますので、そちら等への案内等につきましてはやっていきたいというふうに考えております。

次に、入札の方の関係でございます。平成11年度の入札参加の関係でございますが、今日までに3回か

ら5回ありまして、落札についてはいたしておりません。

それから、情報公開の関係でございますが、組織体制をどうするかということでございます。専門部会等をつくって、情報公開の関係につきまして研究の方をやっておりますけれども、現在の54名の職員の中で、やはり情報公開として担当者を定めてやっていく必要があるかと思ひますし、組織体制そのものは事務事業研究委員会というものを設けまして、その中に情報公開の専門部会をつくってございますので、こういった体制の中で今後担当者を定めましてやっていきたいというふうに考えております。

それから、さかのぼってというふうなことでございますが、いろいろと今後資料整理をするわけでございますけれども、余り前までの資料でございまして情報公開がおくれますので、坂戸市と同じように直前の月とかそういうふうな形で今後検討もしてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後の水処理センターの関係でございまして。現在全国で17団体におきまして同様な訴訟が起こされておりますが、いずれにいたしましても組合としましては、当面他団体の動向を見守っていきたくて考えております。次回の公判は、2月7日に行うことが決まっております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。ご答弁をいただきましたが、一番深刻なのが小川信用金庫の破綻の対策なのですが、当組合ではそういう窓口も、並びに貸付問題も個人的な問題にあるので、組合の特殊性から見てできないというふうに言われましたが、工事に関係する中小の方々はたくさんいらっしゃるわけで、それらについてやはりこれは、そうしますと構成団体である両市の方の窓口を明確にしてもらって、そしてそこでできれば年末の緊急融資あるいは各銀行への対策などになるというふうに思いますので、当組合としては、そういった形での要請をしていきりないというふうに答弁から見て思ったのですが、ぜひ関係中小企業の皆さんが困らないように、あるいは利用者の利用料や工事代金の問題も滞ることのないように対応していただきたいと思ひますので、その点でのご答弁をいただきたいと思ひます。

また、二つ目の入札の状況と倫理条例の問題については、平成10年度は4件ほど落札があったのですが、今年度は3回から5回ということは8回ということか、ちょっとよくわからないのですが、3回ないし5回というのはあいまいなので、私は3と5で8回かというふうに思ったのですが、入札をしていると、落札はしていないのだというふうに答弁されたので、一面ではそれは前進したのかなとは思ひますが、入札をとにかくするということが自体が、いろんな今日本の慣例で入札での特典というものがあるわけなので、そういう問題についても、今後の倫理上の問題と思ひますので、ぜひ精査していただいて、来年度にはきちっと精査していけるように対応していただきたいというふうに思ひますので、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

小川信用金庫の関係でございまして、構成市の方も中小企業の制度融資ということで、非常に運転資金等貸し付ける関係につきまして、制度を拡大して利用がしやすいようなことで、それぞれの担当課の方もやっておりますので、万が一そのようなお話があった場合については、構成市の方へ、照会につい

てはやってまいりたいというふうを考えております。

それから、入札の関係でございますが、これにつきましては、倫理上はそのようなことを定めているところもございますが、私ども一般的にこれらの公務員法の関係におきまして問題がないということで、現在対応しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（小室利夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、この定例会、一般会計を初めとする6議案、各議員さんの慎重なご審議をいただき、また執行部より適切なご答弁のもとに、ここにすべての議案が可決されました。まず、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

特に執行部におきましては、今後これから話題にも出てきました2000年問題、また何か起こるであろう、また起こらないであろうと、こういった問題に対しても、天命を尽くして、またそれをとということだと思っております。特に各議員さんにおきましては、年末お忙しい中、特に風邪を召された方もおるわけですが、健康には十分ご留意され、そしてこの年末、健康で来年は無事にいい年を迎えますことをお祈りして、閉会のあいさつとします。

大変ご苦労さまでした。



◎管理者のあいさつ

○議長（小室利夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会は、皆様方それぞれの市におきましての議会でご活躍をいただいた後でございましたが、全員の方がお寒い中、ご多用の中、ご出席をいただきまして、私どもご提案申し上げました議案すべて可決をいただきました。心からお礼を申し上げる次第でございます。

とりわけ今回は、金融問題を初めとしての多くの課題、さらにまた2000年問題等もあるわけでありまして、これらにつきましても慎重に取り組ませていただいているわけでありまして、ぜひ大みそかから元日にかけては、責任ある幹部の者はすべて出てまいるようにしているわけでありまして、皆様方におかれましても何かとありましたら、いろいろご提言、あるいはまたご協力等をお願いしてやまない次第でございます。

寒き厳しき折でございますが、ぜひご健勝でいいお年をお迎えいただき、なお一層当下水道組合繁栄の

ためご尽力のほどを切にお願いを申し上げ、お礼のごあいさつにかえる次第でございます。
本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時49分)

○議長(小室利夫君) これをもって平成11年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、
閉会といたします。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成11年 月 日

議 長 小 室 利 夫

署 名 議 員 森 田 正 男

署 名 議 員 山 中 基 充